

# 前橋市利便増進実施計画(第1版)の概要

## 1 目的

地域にとって望ましい公共交通の姿をマスタープランとして策定した前橋市地域公共交通計画の各施策のうち、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく、利便増進事業の具体的な実施計画として策定するもの

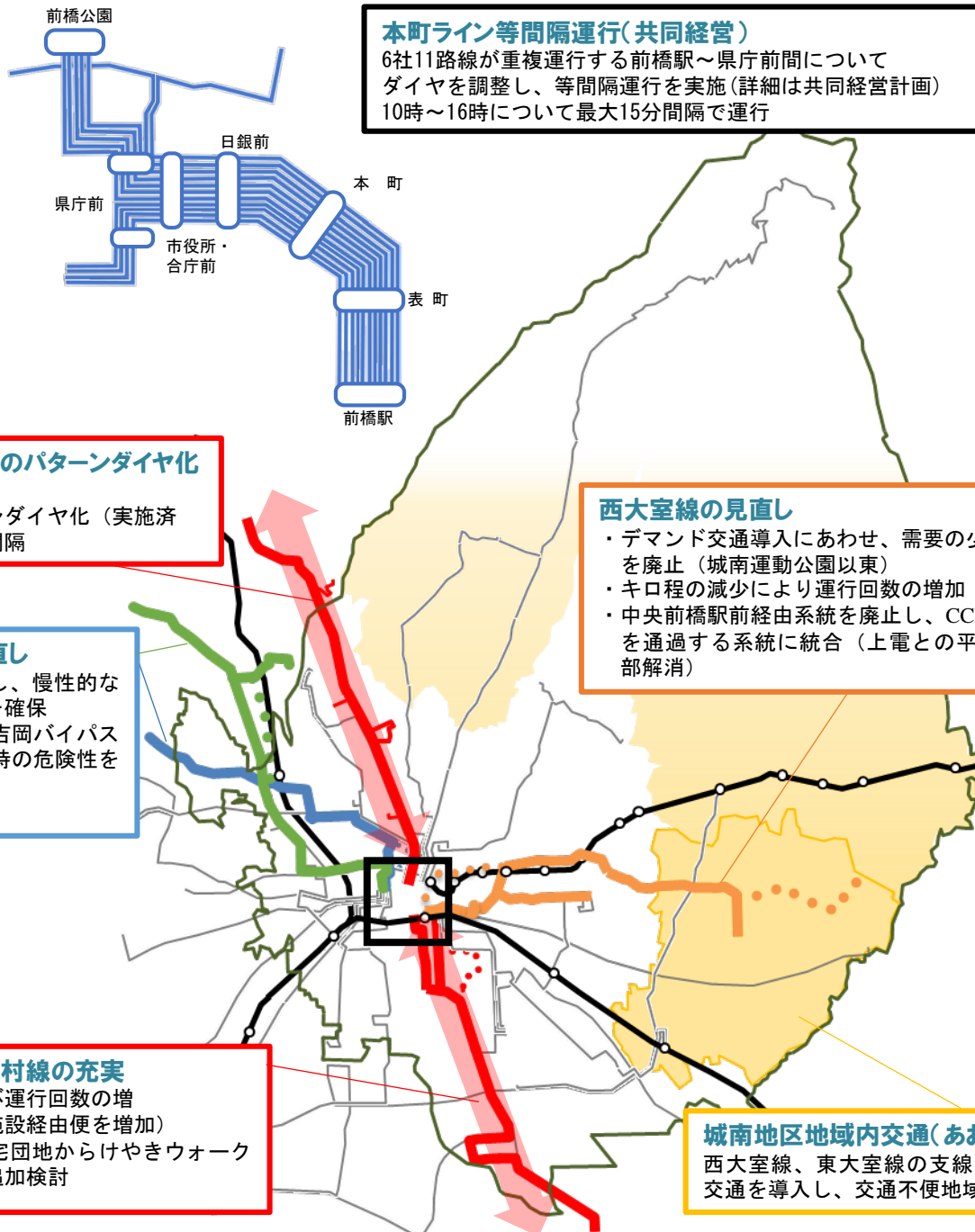
## 2 計画予定期間

令和3年度～令和7年度

## 3 実施区域

前橋市の全域

## 4 事業内容



## 各計画の関係

### 前橋市地域公共交通計画 (マスタープラン)

方針、目標、各施策について規定

### 前橋市利便増進実施計画 (具体的な事業計画)

複数事業者連携

事業者等は本計画に基づき利便増進事業を実施

### 前橋地域乗合バス事業 共同経営計画

複数事業者が協定を締結し実施する事業について、国の認可を受け独占禁止法の適用を除外

## 路線再編とあわせて実施する利便増進事業

事業	内容
のりばの再編 (乗継の円滑化、結節強化)	<p>等間隔運行にあわせ前橋駅ののりばを再編</p> <p>本町ラインを構成する11路線についてののりばを近接させ、等間隔運行の効果を発現させる</p> <p>現 状：1番+5番 見直し例：3番+4番</p> 
わかりやすい情報案内	<p>①路線名称・番号の見直し 各社で案内方法が異なる路線名を統一するとともに、案内のキーとなる系統番号を見直し</p> <p>②バスマップの大幅見直し 利用者目線にたったバスマップを作成・配布</p> <p>③6社における総合時刻表の作成</p>
交通系ICカード導入	<p>市内を運行する全路線に交通系ICカードを導入</p> 

他路線の見直し、運賃体系の見直し、MaaS導入について引き続き導入の形を検討し、協議が調い次第計画を変更予定